大阪、昭47不58、昭47.10.30

命　　令　　書

申立人　　全大阪金属産業労働組合

被申立人　　株式会社淀川鋳工所

主　　文

1　被申立人は、申立人から団体交渉の申入があったときは、申立人を認めないとの理由で団体交渉を拒否してはならない。

2　被申立人は、縦１メートル、横２メートルの白色木板に下記のとおり明瞭に墨書して、被申立人会社事務所正面の従業員の見やすい場所に１週間掲示しなければならない。

記

年　月　日

全大阪金属産業労働組合

執行委員長　Ａ１　殿

同労働組合淀川鋳工所分会

分会長　Ａ２　殿

株式会社淀川鋳工所

代表取締役　Ｂ

当社は、貴組合を認めないとして、貴組合から申入れのあった団体交渉を拒否し、また、貴分会員に対して、貴組合から脱退しなければ会社を閉鎖するなどと述べました。これらの行為は、労働組合法第７条第２号および第３号に該当する不当労働行為であることを認め、ここに陳謝するとともに、今後このような行為を繰り返さないことを誓約

します。

以上、大阪府地方労働委員会の命令によって掲示します。

理　　由

第１　認定した事実

１　当事者

被申立人株式会社淀川鋳工所（以下「会社」という）は、従業員20数名で、工作機械関係の鋳物を製造する会社である。

申立人全大阪金属産業労働組合（以下「組合」という）は、大阪府下の金属産業関係の事業所に働く労働者約3,100名で組織する労働組合であり、会社には、組合の下部組織として、本件審問終結時、従業員８名によって淀川鋳工所分会（以下「分会」という）が組織されている。

２　本件労使関係について

⑴　昭和47年５月13日、会社の従業員13名は、会社に非公然で組合に加入して分会を結成した。しかし同日、このことを知った専務取締役Ｂ（以下「Ｂ専務」という。なお、同人は、その後代表取締役に就任した）は、分会長Ａ２（以下「Ａ２分会長」という）、副分会長Ａ３（以下「Ａ３副分会長」という）および分会書記長Ａ４（以下「Ａ４分会書記長」という）を呼び「なんで、わしに一言もなしに組合をつくったんや」と述べた。

そこで、組合は直ちに会社に対して分会を結成した旨通知するとともに民主的な労使関係をもつよう要請した。これに対してＢ専務は「今後は民主的な労使関係をつくるよう努力するから、組合も会社の現状を考えるようにしてもらいたい」と述べた。

⑵　しかし同日夕刻、Ｂ専務は従業員全員を集めて「お前ら、何でわしに内緒で組合をつくった。組合なんか、わしは絶対に認めん。組合づくりに奔走した人間は、警察がなかったら殺してやりたい」と述べた。さらに、同日午後９時ごろ、Ｂ専務は、すでに帰宅していたＡ２分会長、Ａ３副分会長、Ａ４分会書記長および分会執行委員Ａ５

の４名を個々に会社に呼び出して、組合を脱退しなければ、月曜日（５月15日）から会社を閉鎖する、１時間以内に返事をせよとの旨述べた。

そこで組合は、直ちにＢ専務に、同専務の行為は不当労働行為である旨抗議した。これに対してＢ専務は突然労働組合をつくられたので気持が転倒して言い間違いもしたと思うが、よく考えさせてほしいとの旨述べた。

しかし、５月15日の朝、Ｂ専務は、再び従業員全員を集めて「あんな程度の悪い共産党のような組合は一切認めない」と述べた。

⑶　その後組合は、５月17日、８項目にわたる労働協約の締結についての要求書を、また同月25日、賃上げ15,000円等の要求書を、それぞれ会社に提出し、これらについて団体交渉を開催するよう申し入れた。しかし会社は、組合を認めないといって団体交渉に応じなかった。

またＢ専務は、この後も分会員らに再三にわたって、組合を認めない、好きなようにせよとの旨述べた。さらに、組合はこの後も上記要求について団体交渉を開催するよう繰り返し申し入れたが､会社は本件審問終結時にいたってもこれに応じていない。

３　会社は、本件審査において、当委員会の再三にわたる通知にもかかわらず、答弁書その他の書類を一切提出せず、また、調査期日（昭和47年８月16日）審問期日（同年９月８日および同月18日）にも一度も出頭しなかった。

第２　判断

１　団体交渉拒否について

⑴　組合は、会社は組合を認めないとの理由で団体交渉を拒否している、これは明らかな不当労働行為である、と主張する。

よって、以下この点について判断する。

⑵　前記認定によって明らかなように会社は、労働協約の締結および賃上げの要求についての再三にわたる団体交渉の申し入れに対して、組合を認めないといって一切応じていない。これは明らかに正当な理由なく、団体交渉を拒否するものであって、労働組合法第７条第２号に該当する不当労働行為である。

2　会社の言動について

⑴　組合は、会社は分会結成以来分会組織を破壊する言動を繰り返している、これは明らかな不当労働行為であると主張する。

よって、以下この点について判断する。

⑵　前記認定のようにＢ専務は、従業員全員を集めたり、分会役員を個々に呼び出したりして、再三にわたって組合を認めないとか、組合を脱退しなければ会社を閉鎖するとか述べている。

このような言動は、組合を嫌悪し組合の運営に介入するものであって、労働組合法第７条第３号に該当する不当労働行為である。

以上の事実認定および判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条によって主文のとおり命令する。

昭和47年10月30日

大阪府地方労働委員会

会長　川　合　五　郎